

# 愛知県市民後見人等養成研修 研修修了者向け 津島市 における「活躍の場」のご紹介

## 研修修了者の「活躍の場」について

### 日常生活自立支援事業における生活支援員

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方（契約できる判断能力はある方）のために福祉サービスを利用する際の援助などを行います。

#### 【主な内容】

- ・ 専門員の依頼を受けて契約書や支援計画に基づき、利用者宅を定期的に訪問し支援を行う。  
（生活費のお渡し、公共料金等の日常生活に必要な支払い）
- ・ 利用者からの相談や生活状況の確認  
（支援が終わった後、支援内容や利用者の様子、利用者から受けた相談等について専門員に報告）

#### 【その他条件】

支援員として採用されるためには、別途津島市社会福祉協議会が実施する面接等を受けていただく必要があります。必ずしも従事できるわけではありません。

## 留意事項

津島市では、今後研修を修了された方が上記以外でもさまざまな場面で活躍できるよう、現在検討を行っているところです。

詳細が決まりましたら、研修修了者の皆様にあらためてお伝えさせていただきます。

詳細は下記「問合せ先」までお問い合わせください。

## 問合せ先

津島市福祉課福祉グループ・津島市高齢介護課長寿福祉グループ

TEL：0567-24-1115、0567-24-1118

FAX：0567-24-1138、0567-24-1791

メールアドレス：fukusi@city.tsushima.lg.jp、kaigo@city.tsushima.lg.jp